

## クロマトグラフィー科学会特別栄誉賞規程

制定 2021年2月25日

- 第1条 本会に特別栄誉賞（以下本賞という）を設け、本会の会員にして、本会に対する貢献が長年にわたり極めて大なる者、特に本会の運営において顕著な貢献が認められた者から、学会賞審査委員会（以下審査委員会という）が審査の上これを贈呈する。本賞は、原則として受賞の年の4月1日現在で満60歳以上の者に贈呈する。英文賞名は、**Special Honorary Award of the Society for Chromatographic Sciences**とする。
- 第2条 本賞の贈呈は、不定期とする。
- 第3条 本賞は賞状及び賞牌とし、クロマトグラフィー科学会議において贈呈する。
- 第4条 会長は、各理事、評議員に本賞候補者の推薦を依頼するほか、毎年、本会刊行の**CHROMATOGRAPHY**誌1号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第5条 会員は、本会に3月末日までに候補者1件を推薦することができる。この推薦に際しては、次の書類各1通を提出する。  
a) 推薦書（所定の用紙）  
b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦に使用し、本文を1枚以内で作成する。]
- 第6条 審査委員会の内規は別に定める。
- 第7条 審査委員は、被推薦者およびその推薦者であってはならない。
- 第8条 審査委員会は、推薦された候補者について審議し、本賞贈呈の価値ありと認めた者1名を選考し、本人の承諾を得て、選考結果を6月末日までに会長に報告する。
- 第9条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。
- 第10条 本賞受賞者は本会の名誉会員とする。